電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 7617-1(2017)
対応国際規格番号（版）	IEC 61195（1999）, Amendment 1（2012）及び Amendment 2（2014）
規格タイトル	直管蛍光ランプ―第 1 部：安全仕様
適用範囲に含まれる主な電気用品名	蛍光ランプ
廃止する基準及び有効期間	J61195(H14)、有効期間 3 年間。
電気用品技術基準とした場合の JIS との差異	■有り　□無し 附属書 JA（規定）（最小包装容器に表示する注意事項）を適用しない。 差分理由：使用者からの要望等を基に規定としているが、表示項目、表示する警告・注意文には、製造販売業者の裁量を残しているため、「電安法」の表示事項としては適切でない。

＜審議中に問題となったこと＞

JIS C 7617-1:2008 及び IEC 61195（1999）, Amendment 1（2012）及び Amendment 2（2014）の評価項目は、AQL に基づく判定方法で検査を行うことになっているが、技術基準として不合格品の存在を許容する試験は適切ではないことから、最新 IEC 規格では、評価の項目を設けない形式に変わってきている。整合規格の観点から、IEC の改定を先取りし、評価と附属書 D 設計試作時検査の判定条件は削除することとした。

附属書 JA　包装の表示は、JIS 規格としては必要であるとの判断から、継続記載とした。

附属書 JB 評価は、国内での基準（例）であることから、抜取検査方法を含め参考として維持することとした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
1.3.11A	大きさの区分を、寸法及び点灯回路に互換性があるランプを区分する数字として追加を維持。	国内品種に対応して追加を残す。
2.2.2A 附属書 JA	包装の表示を追加するための要求事項として追加を維持する。	我が国の固有の最小包装容器に表示する注意事項であり、安全性を高めるために不可欠な記載事項であるため、追加を残す。
3.	評価の項目を削除する。	最新の IEC に準じた体系とし、不合格を認めるのは技術基準として不適切と判断した。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
附属書D	設計試作時検査の判定条件の項目を削除	不合格を認めるのは技術基準として不適切と判断した。
附属書JB	評価（規定）を参考として追加を維持する。	我が国の商慣習を考慮して参考として追加を残す。

＜主な改正点＞

この規格の旧版は，対応国際規格 **IEC 61195**:2014，**Double-capped flourescent lamps－Part 1: Safety specifications**（MOD）として制定され，技術的内容及び構成を変更して作成した日本工業規格である。

主な改正点は，次のとおりである。

JIS の箇条		技術的差異	主な内容	備考
1.1	適用範囲	IEC と同じ	国内品種である，FaX6，RX17d の追加を維持、並びに光生物学的安全性(JIS C 7550 及び IEC/TR62471-2)の適用を追加した。	IEC で追加された規定内容に対応。
1.2	引用規格	IEC とほぼ同じ	電球類の口金・受け金及びそれらのゲージ並びに号完成・安全性、ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性、照明器具、蛍光ランプ用グロースターター、電気機械器具の外かくによる保護等級、ランプ制御装置、照明用語を追加した。	IEC で追加された規規定内容並びに相当する JIS に対応。
1.3.	用語及び定義	IEC とほぼ同じ	・1.3.6～1.3.8　test の翻訳を検査から試験に変更。 ・実効紫外放射強度を追加。	IEC で追加された規規定内容に対応。
2.3	口金の機械的要求事項	IEC とほぼ同じ。一部削除。	・システム要求事項追加。 ・2.3.1.1 項　ねじりモーメントの試験方法についてを追加。 ・初期口金接着強さ及び加熱後の口金接着強さの項目を削除し、細別とした。 ・2.3.1.2 項　Fa6 及び Fa8 は国内品種として試験項目に追加しており不要と判断し削除した。	IEC で追加された規定内容に対応及び国内品種に対応。
2.7	耐熱性及び耐燃焼性	IEC とほぼ同じ	2.7.3 項　耐熱性を追加。	IEC で追加された規定内容に対応
2.13	紫外放射	IEC と同じ	紫外放射に関する制限の追加	IEC で追加された規定内容に対応
2.14	ランプのガラス発光管の水	IEC とほぼ同じ	ランプの水接触の保護についてを追加。	IEC で追加された規定内容に相当する内容を追加。

	接触の保護			
3.	評価	IEC と異なる	全文削除	不合格を認めるのは技術基準として不適切と判断した。
附属書C	照明器具設計のための指示	IEC とほぼ同じ	・国内品種である，FaX6，RX17d の追加を維持。 ・水接触の追加。	IEC で追加された規定内容に対応。
附属書D	設計試作時検査の判定条件	IEC と異なる	全文削除	不合格を認めるのは技術基準として不適切と判断した。
附属書E	安定期設計のための指示	IEC と同じ	規定から参考へ変更。	IEC で変更となった内容に対応。
附属書JA	表示	IEC と異なる	附属書 JA の追加を維持し、No.18 を追加。	安全性を高める為に不可欠な記載事項の追加。
附属書JB	評価	IEC と異なる	日本の商習慣等に対応して独自に規定している。今改定で、全体を参考とした。	国内での基準（例）であることから参考へと変更した。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

（基準番号）	規格名　（表題）	規格番号　（本文）
Ｊ６１１９５ (HXX)	直管蛍光ランプ　－　第１部：安全仕様	JIS C 7617-1（2017）

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第１項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	2.1	2 安全要求事項の 2.1　一般事項 　ランプは、普通に使用されたとき、使用者及び周囲に対して危険を及ぼさないように設計、製造されていなければならない。	
第二条 第２項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	2.1 2.3.1 2.3.2 2.10	2.1　安全要求事項の一般事項。 2.3.1 口金の機械的要求事項の構造及び接合 　口金及びガラス管は、ランプの使用中に外れないような構造に組み立てられていなければならない。 2.3.2 口金の寸法要求事項 2.10　ランプ長の最小値 　照明器具へのランプの装着を確実にするために、ランプ長の最小値は次の規定を満足しなければならない。	
第三条 第１項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	2.3.1 2.3.2 2.7	2.3.1　口金の機械的要求事項の構造及び接合 2.3.2 口金の寸法要求事項 2.7　耐熱性及び耐燃焼性 2.7.1　口金に使う絶縁材料は、耐熱性のものでなければならない。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					2.7.3　絶縁部材の外側は、異常過熱に対し耐燃焼性がなければならない。（グローワイヤ試験）	
第三条第２項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	2.2.1 2.2.2A	2.2.1　ランプの表示 　ランプには、見やすく、容易に消えない方法で、次の事項を表示する。 2.2.2A　包装の表示 　包装の表は、附属書 JA による。	2.2.2A は、IEC とは相違するデビエーション
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	2.3.1.1 2.3.1.3	2.3.1.1　口金接着強さ　b) 120±5°Cの温度で 2000ｈ±50ｈ加熱した後も、表２に規定されたねじりモーメントを加えたとき、口金はガラス管にしっかりと接着しており、かつ、口金の構成部品が６°を超えて回ってはならない。 2.3.1.3　2G13 口金の場合（本文省略）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	2.3.1.1 2.3.1.3 2.2 2.14	2.3.1.1　口金接着強さ 2.3.1.3　2G13 口金の場合 2.2　表示 2.14　ランプのガラス部の水接触の防止 　ランプのガラス部は、水接触に対して保護することが可能であり、この特性の試験は必要ない。	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	2.4 2.5 2.7	2.4　絶縁抵抗 2.5　耐電圧 2.7　耐熱性及び耐燃焼性	
第七条 第１項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	2.6	2.6　充電部の露出 　充電部から絶縁されている金属部分に漏電してはならない。 　ピン以外は、いかなる充電部も口金から突き出してはならない。	
第七条 第２項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	2.6	同上	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	2.4 2.5 2.8	2.4　絶縁抵抗 2.5　耐電圧 2.8　口金の沿面距離	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	2.7 2.9	2.7　耐熱性及び耐燃焼性 2.9　ランプの口金温度上昇	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	2.9 2.12	2.9　ランプの口金温度上昇 2.12　安定器設計のための指針 附属書Ｅによる。	
第十一条 第１項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	2.3.2 2.10	2.3.2　口金の寸法要求事項 2.10　ランプ長の最小値	
第十一条 第２項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、危険な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	2.3.1.1 2.3.1.3 2.3.3 2.10	2.3.1.1　口金接着強さ 2.3.1.3　2G13 口金の場合 2.3.3　システム要求事項 2.10　ランプ長の最小値	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	2.1	2 安全要求事項の 2.1　一般事項。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	2.13	2.13　紫外放射	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	による危害の防止					
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	2.1 2.2	2.1　安全要求事項の一般事項、 2.2　表示	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	機械的動作がなく、対象外である。
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	機械的動作がなく、対象外である。
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	機械的動作がなく、対象外である。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	2.4 2.5 2.6 2.8 2.12	2.4　絶縁抵抗 2.5　耐電圧 2.6　充電部の露出 2.8　口金の沿面距離 2.12　安定器設計のための指針	

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	2.4 2.5 2.8	2.4　絶縁抵抗 2.5　耐電圧 2.8　口金の沿面距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない。	電気用品の技術基準の解釈　別表第十で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	2.2	2.2　表示 　ランプには、見やすく、容易に消えない方法で、次の事項を表示する。	
第二十条 第１項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品でなく、対象外である。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第２項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品でなく、対象外である。
第二十条 第３項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品でなく、対象外である。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		（ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第４項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品でなく、対象外である。